

松江市監査委員告示 第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 30 年 3 月 26 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 22 日

松江市監査委員 松 本 修 司

松江市監査委員 安 来 弘 喜

松江市監査委員 田 中 明 子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>入出金について、目的、使途に関しては、おおむね適正に執行されているものと認められたが、会計事務処理のあり方については不十分であり、改善される必要がある。</p> <p>また、平成 28 年度に実施した行政監査報告を受けて、平成 29 年 4 月 20 付人第 26 号で示された「準公金に関する取扱方針について」に基づいて、今年度の見直し状況についても併せて調査をした。</p> <p>調査した時点では、一部の課において会計規程等の見直しが図られていたが、多くの課においては見直しの対応がなされていないことが判明した。</p> <p>人事課は、再度、機会を捉えて準公金に関する取扱方針の周知徹底を図りたい。</p> <p>また、これまで入出金時に牽制機能が働かないとして作成を禁止していたキャッシュカードについて、改定された新通知（平成 29 年 4 月 20 日付人第 26 号）の中で、やむを得ない場合にキャッシュカードを作成することができると変更されたところであるので、その取り扱いに関しては、特に留意することを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>	<p>準公金に係る適正な会計事務を徹底するため、平成 30 年 1 月 11 日付けで、見直し後の準公金に関する取扱方針及び会計事務取扱マニュアル（参考例）に従って、団体ごとに会計処理規定を策定するよう人事課長名で通知を行いました。</p> <p>また、やむを得ない場合にキャッシュカードを作成した場合の管理等について、適正に行われるよう人事課から定期的に注意喚起・指導を行います。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>